

埼玉県青少年健全育成推進会議設置要綱

	平成 19 年 3 月 16 日
一部改正	平成 19 年 4 月 13 日
一部改正	平成 20 年 3 月 17 日
一部改正	平成 21 年 4 月 1 日
一部改正	平成 24 年 1 月 18 日
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日
一部改正	平成 29 年 1 月 4 日
一部改正	平成 29 年 7 月 12 日
一部改正	平成 30 年 4 月 1 日
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日

(設 置)

第 1 条 青少年の健全育成に関する施策を推進するため、埼玉県青少年健全育成推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 青少年健全育成施策の推進に関すること
- (2) 青少年行政の連携に関すること
- (3) その他青少年健全育成の推進に関すること

(組 織)

第 3 条 推進会議は、別表 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 推進会議に会長を置く。
- 3 会長は県民生活部県民共生局長にある者をもって充てる。
- 4 会長は、推進会議を代表し、推進会議を総括する。
- 5 会長は、必要があるときは構成員以外の者に対し、会議に出席を求めることができる。

(会 議)

第 4 条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、青少年課長がその職務を代理する。

(幹事会の設置)

第 5 条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は県民生活部青少年課長の職にある者をもって充て、副幹事長は教育局県立学校部生徒指導課副課長並びに警察本部生活安全部少年課課長補佐の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要があるときは幹事以外の者に対し、会議に出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、県民生活部青少年課とする。

附 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行する。

この要綱は、平成19年4月13日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年1月18日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

この要綱は、平成29年7月12日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

県民生活部県民共生局長、学事課長、国際課長、青少年課長、人権・男女共同参画課長、防犯・交通安全課長、社会福祉課長、障害者福祉推進課長、障害者支援課長、少子政策課長、こども安全課長、疾病対策課長、薬務課長、雇用労働課長、産業人材育成課長、教育局教育総務部教育政策課長、教育局県立学校部高校教育指導課長、教育局県立学校部生徒指導課長、教育局県立学校部保健体育課長、教育局県立学校部特別支援教育課長、教育局市町村支援部義務教育指導課長、教育局市町村支援部生涯学習推進課長、警察本部生活安全部少年課長

別表第2 (第5条関係)

青少年課長、学事課主幹、国際課主幹、人権・男女共同参画課主幹、防犯・交通安全課主幹、社会福祉課主幹、障害者福祉推進課主幹、障害者支援課主幹、少子政策課主幹、こども安全課主幹、疾病対策課主幹、薬務課主幹、雇用労働課主幹、産業人材育成課主幹、教育局教育総務部教育政策課主幹、教育局県立学校部高校教育指導課主幹、教育局県立学校部生徒指導課主幹、教育局県立学校部保健体育課主幹、教育局県立学校部特別支援教育課主幹、教育局市町村支援部義務教育指導課主幹、教育局市町村支援部生涯学習推進課主幹、警察本部生活安全部少年課課長補佐